令和８年（フ）第３３０号
茨城県桜川市岩瀬1319番地１　サンライズ・ビレッジＡ　101、前住所茨城県桜川市平沢702番地
債務者　竹之内理奈（旧姓秋山）
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３５２号
岐阜県郡上市八幡町小野六丁目１番地３　リバーランズ　202号、前住所岐阜県郡上市八幡町市島68番地１
債務者　33’ｓＦＥＥＬＧＯＯＤ　こと　藤村　彩愛
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　達男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時50分
５　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３６４号
岐阜市金園町７丁目12番地３
債務者　猪辺　嗣人
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田　伸男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２５２２号
横浜市中区上野町１丁目21番地
債務者　石田　舞子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神田木綿子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前11時50分
５　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１９８号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘１棟105号、受任通知書上の住所愛知県海部郡大治町大字西條字神田42番地の１リヴァージュ203号
債務者　昴和電設こと木村　彰和
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　康誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第４１６号
函館市戸倉町33番10―304号　ビラミカエルＮｏ．７
債務者　川口　幸希
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２９号
函館市昭和４丁目37番５―101号　キャトルセゾンＢ
債務者　高橋　広晃
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４４０号
函館市日吉町４丁目１番１―108号　ビレッジハウス函館１号棟
債務者　名達　将之
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４４７号
函館市深堀町38番９号
債務者　望月　恵美
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４５１号
函館市亀田本町26番10号　105号室
債務者　佐藤　瑠理
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１９５８号
名古屋市中川区供米田２丁目1702番地　エスポワール清水２　302号、従前の住所香川県三豊市高瀬町下勝間1251番地153
債務者　漆原　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９７２号
愛知県大府市長草町向江50番地の１　ファインヒルＡ203号
債務者　登内　美咲
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１３８号
名古屋市西区歌里町309番地　西田ビル401号
債務者　八尋　　学
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３０号
名古屋市千種区向陽町２丁目29番地の１　マンション向陽台Ａ―403号
債務者　水谷　孝之
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４０１号
愛知県豊明市西川町横井10番地２　グレーンパーク301号
債務者　東園　利子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４８７号
名古屋市昭和区車田町２丁目29番地　吹上ファイナンス601号
債務者　鎌田　美幸
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６０２号
名古屋市千種区末盛通１丁目３番地　ハイツサンピア505号
債務者　浦山佐知子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部